

令和5年度独立行政法人酒類総合研究所調達等合理化計画の自己評価

令和6年6月
(独) 酒類総合研究所

(※) 目標の達成状況について

	定量的な目標	定性的な目標
A	目標達成率90%以上	計画に記載した内容を概ね実施した取組
B	目標達成率50%以上	計画に記載した内容を部分的に実施した取組、又は実施に向けて関係部局等（自府省庁内の他部局、他府省庁等）との調整を行った取組
C	目標達成率50%未満	何らかの理由によって計画に記載した内容が実施できなかった取組、又は計画に記載した内容の検討を開始するまでにとどまった取組

調達等合理化計画で記載した事項	実施した取組内容		取組の効果	実施において明らかとなった課題等		今後の対応
	新規 取組			目標の達成 状況 (※)		
1. 重点的取組						
(1) 一者応札・応募件数の改善 一者応札・応募件数の改善については、平成21年5月13日に定めた「一者応札、応募に係る改善方策」に基づき改善に取り組んでいるが、令和4年度は前年度と比較して、件数・金額ともに大きくなっている。 令和5年度においては、新たに①の取組を実施するとともに、引き続き②～④の取組を行うことで、競争契約に占める一者応札・応募件数割合を10ポイント以上引き下げ、令和3年度の水準に近づける。		一者応札に係る改善方策として以下の取組を行っている。	【総括】 左記取組を行った結果、一者応札件数割合については54.5%（競争契約33件中18件）となっており、令和4年度割合72.7%を10ポイント以上下回る結果となった。	A	—	引き続き実施する。
① 複数の者が入札可能となる仕様書の作成		調達物品に係る仕様を最低限必要な範囲に留めると共に、専門家に設計仕様書の作成を依頼することで作業内容を明確化し、調達物品が特定の者しか供給できない物に限られることや、作業内容が不明瞭なことが原因で、業者が入札への参加を断念することが無いよう努めた。	複数応札の割合が増加しており、一定の効果があつたものと評価している。	A	—	引き続き実施する。
② 公告期間の十分な確保		新規参入業者が入札への参加を検討する期間を十分に設けるため、規程上必要な公告期間は10営業日であるが、特段の事情がない限り公告期間を15営業日以上とするよう努めた。	十分な公告期間を設けることにより入札参加業者数の拡大を図り、競争性の確保等の効果が得られた。	A	—	引き続き実施する。
③ 業務等準備期間の十分な確保		仕様書の作成時から業者等に聴き取りを行い、調達における必要な準備期間の把握のほか、可能なものについては入札時期を早めることにより、業務開始までの十分な準備期間及び業務履行期間を確保できるように努めた。	入札から契約までの準備期間や業務履行期間を十分に確保した入札スケジュール及び仕様書内容とすることにより、入札参加業者数の拡大を図り、競争性の確保等の効果が得られた。	A	—	引き続き実施する。

(※) 目標の達成状況について

	定量的な目標	定性的な目標
A	目標達成率90%以上	計画に記載した内容を概ね実施した取組
B	目標達成率50%以上	計画に記載した内容を部分的に実施した取組、又は実施に向けて関係部局等（自府省庁内の他部局、他府省庁等）との調整を行った取組
C	目標達成率50%未満	何らかの理由によって計画に記載した内容が実施できなかった取組、又は計画に記載した内容の検討を開始するまでにとどまった取組

調達等合理化計画で記載した事項		実施した取組内容	取組の効果	実施において明らかとなった課題等		今後の対応
				目標の達成状況（※）		
	④ 業者等からの聴き取り		入札説明を受けたものの、入札への参加を取り止めた業者等から、取り止めた要因の聴き取りを行うことで不参加の理由を把握した。	A	—	引き続き実施する。
	(2) 汎用的な物品・役務に関する調達 汎用的な物品・役務に関する調達について、平成25年12月24日付閣議決定「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」を踏まえ、調達コスト低減等の観点から、令和5年度においては、①及び②の取組を徹底し、経費節減に努める。		契約金額及び契約事務などの調達コスト低減に向け、以下の取組を行った。	【総括】 左記取組を行った結果、経費削減や質の高い調達を実施できたほか、契約事務量の削減にもつながり、一定の取組効果が出ているものと評価している。	—	引き続き実施する。
	① 共同調達 共同調達の実施品目については、7件以上とする。また、中小企業者の受注の機会の増大を図るため、共同調達を行う際に、経済合理性に留意しつつ、適切な品目分類、適切な配送エリア等の設定に努める。		過年度調達の分析や共同調達先及び共同調達可能な契約の選定を行い、広島国税局、中国財務局及び中国運輸局と「P P C用紙購入契約」及び「緑地維持管理業務」等の7件について共同調達を実施した。	共同調達の実施により、契約事務量が削減されている。 なお、本年度の調達コストについては、前年度までの低コストな調達を維持できている。	—	引き続き実施する。
	② 複数年契約の推進 中小企業の受注の確保に留意しつつ、ランニングコストを中期的に捉え、複数年契約によるスケールメリットを働かせるとともに、契約事務に要する事務量を削減し、コスト意識を持った取組を推進する。		「情報システムの運用及び管理業務」など3件の調達案件について引き続き複数年契約とするとともに、新たに「液化石油ガスの調達」について複数年契約を締結した。	調達コストの削減だけでなく、大幅な事務量の削減につながっている。	—	引き続き実施する。
	(3) 企画提案型入札の実施 限られた予算の中で質の高い調達を行うため、中小企業者の受注の確保等に留意しつつ、総合評価落札方式や企画競争などの企画提案型競争入札について可能な限り実施することとし、令和5年度は1件以上実施することを目指す。		「独立行政法人酒類総合研究所紹介動画の作成業務」及び「独立行政法人酒類総合研究所が海外向けに作成した日本酒紹介動画「Japanese Sake Essentials～日本酒を学ぶ集中講義～」のアメリカ向けデジタルマーケティング業務の委託」の2件について企画競争を実施した。	企画提案型競争入札の実施により、質の高い調達が実施できた。	—	引き続き実施する。

(※) 目標の達成状況について

	定量的な目標	定性的な目標
A	目標達成率90%以上	計画に記載した内容を概ね実施した取組
B	目標達成率50%以上	計画に記載した内容を部分的に実施した取組、又は実施に向けて関係部局等（自府省庁内の他部局、他府省庁等）との調整を行った取組
C	目標達成率50%未満	何らかの理由によって計画に記載した内容が実施できなかった取組、又は計画に記載した内容の検討を開始するまでにとどまった取組

調達等合理化計画で記載した事項	実施した取組内容		取組の効果	実施において明らかとなった課題等		今後の対応
	新規 取組			目標の達成 状況（※）		
2. 調達に関するガバナンスの徹底						
(1) 随意契約に関する内部統制の確立 新たに随意契約を締結することとなる案件については、事前に研究所内に設置された契約審査委員会（委員長は契約責任者）に報告し、会計規程における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から点検を受けることとする。ただし、緊急の必要によりただちに随意契約を行わなければならない場合等やむを得ないと認められる場合は、事後的に報告を行うこととする。		随意契約を締結することとなった4件（企画競争含む）の契約について、それぞれ契約審査委員会に報告を行い、会計規程との整合性及び随意契約となる妥当性についての点検を行った結果、問題ないものと判断した。	新たな随意契約について契約審査委員会の点検を受けることにより、本件契約が競争性を阻害するものではないことを確認できた。	A	—	引き続き実施する。
(2) 不祥事事件の未然防止に関する研修の実施 不祥事事件を未然に防止するため、引き続き研究所職員（非常勤職員含む）を対象とした研修を実施し、「会計検査院決算検査報告」や新聞等で明らかになった不祥事事例を紹介することにより、調達における規程等の遵守の重要性について理解を深めることとする。 また、研修の実施に当たっては、受講者に理解度チェック兼アンケートを実施して研修効果を定量的に測定し、その結果を次回の研修に反映させることで研修内容の充実を図り、研修効果の向上に努めることとする。		所内全体研修において、研究所職員（非常勤職員含む）を対象とした研修を実施し、「会計検査院決算検査報告」等で明らかになった不祥事事例を紹介することにより、調達における規程等の遵守の重要性について理解を深めた。	調達における会計規程等の遵守の重要性について理解を深めることができた。 なお、職員意見等については、今後の研修に反映させ、研修内容の更なる充実を図ることとする。	A	—	引き続き実施する。
3. 自己評価の実施						
調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告し、主務大臣の評価を受ける。主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。		令和4年度末終了時に調達等合理化計画の自己評価を行い、「令和4年度業務実績報告書」へ反映させ、主務大臣へ報告した。	令和4年度の主務大臣評価「B」 《令和5年度の取組状況》 調達等合理化については、共同調達の維持推進及び企画提案型入札の実施により、質の高い調達の達成や経費削減に貢献したほか、契約事務量の削減にもつなげるなど、適切に実施した。	A	—	引き続き実施する。

(※) 目標の達成状況について

	定量的な目標	定性的な目標
A	目標達成率90%以上	計画に記載した内容を概ね実施した取組
B	目標達成率50%以上	計画に記載した内容を部分的に実施した取組、又は実施に向けて関係部局等（自府省庁内の他部局、他府省庁等）との調整を行った取組
C	目標達成率50%未満	何らかの理由によって計画に記載した内容が実施できなかった取組、又は計画に記載した内容の検討を開始するまでにとどまった取組

調達等合理化計画で記載した事項	実施した取組内容		取組の効果	実施において明らかとなった課題等		今後の対応
	新規 取組			目標の達成 状況（※）		
4. 推進体制						
(1) 推進体制 本計画に定める各事項を着実に実施するため、理事を総括責任者とする調達等合理化検討会により調達等合理化に取り組むものとする。		令和5年度上半期終了後に開催し、計画の進捗状況の確認を行った。	令和5年度上半期における計画の進捗状況を的確に把握することができた。	A	—	引き続き実施する。
(2) 契約監視委員会の活用 監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。		契約監視委員会を2回（令和5年6月、12月）開催し、調達等合理化計画の策定及び契約案件の事後点検を行い、審議概要について公表を行った。	契約監視委員会からの意見を今後の取組の参考とすることができた。	A	—	引き続き実施する。
5. その他						
調達等合理化計画及び自己評価結果等については、研究所のホームページにて公表するものとする。		令和4年度調達等合理化計画自己評価結果及び令和5年度調達等合理化計画についてホームページで公表を行った。	取組の透明性を確保することができた。	A	—	引き続き実施する。